

第45回かわさき市民祭り出店者募集要項（市町村用）

1 概 要

- (1) 開催日 令和6年12月7日（土）～ 8日（日）
＜雨天決行。ただし、荒天の場合は中止にすることがあります。＞
- (2) 時 間 10時00分～19時00分（2日間とも）
- (3) 場 所 川崎市・富士見公園一帯
（川崎競輪場・富士通スタジアム川崎・富士見軟式野球場 等）
- (4) 主 催 川崎市・第45回かわさき市民祭り実行委員会

2 出店資格等

- (1) 出店申込みの資格
原則として、市町村、広域連合などが申し込む。
（運営は、各地域の観光物産協会、農業協同組合などでも可とします。）
- (2) 出店の種別
 - ア 一般：民芸品・玩具等の販売
 - イ 食品：食品営業施設等から仕入れた食品をそのまま販売する場合
 - ウ 飲食：現地で加熱調理等をした食品をその場で飲食させる場合
- (3) 出店の条件
 - ア 原則として、開催中の2日間（終日）出店する。
 - イ 企画「ハッピーアワー」に協力すること。※詳細は（5）参照
 - ウ 10,000円を超える商品を販売する場合は、実行委員会の承認が必要。（別途申請書を提出）
- (4) 食品・飲食の出店について
 - ア 出店にあたって「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱（令和4年6月1日制定）」及び「行事における食品提供の手引き」を必ずご確認ください。
 - イ 食品・飲食で出店する場合は、川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課（以下「衛生課」という。）の事前指導により販売が認められたものに限り、内容によっては営業許可や届出が必要になる場合があります。また、調理販売が認められた食品でも販売条件や注意事項がありますので、その指導に従ってください。（当日は実行委員及び衛生課職員が巡回し、指導が守られていない場合は、直ちに出店を取り消すことがあります。）
 - ウ 飲食（調理を伴うもの）については、営利活動と捉えられる出店かどうかに関わらず、1テント1品目（同一種の器具及び同一の工程で調理するもの）までとします。なお、市販の飲料を混合せずに注ぐのみであれば、現地で調理する食品と同時提供が可能です（単純に注ぐ構造であればサーバーの使用も可）。
 - エ 火器を取り扱う出店については、業務用消火器が必要となります。

【重要】行事における食品提供の取扱いが変わりました

「営利活動と捉えられる出店」を継続的に行う場合は、臨時営業の許可又は営業届出が必要になります。

●営利活動と捉えられる出店とは

- ①同様の形態で複数の行事に出店する
- ②施設の屋号を掲げる
- ③主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る 等の出店形態

●食品衛生責任者（要資格）の選任

調理師などの資格のほか、食品衛生責任者養成講習会の受講でも可

※上記は一部抜粋です。詳細は、別添資料や市ホームページを確認し、不明な点があれば衛生課にご確認ください。

※営業許可を取得するためには、条例で定められた施設の基準に適合する必要があります。また、市民祭の申込みとは別に、衛生課へ申請（添付資料や手数料が必要）が必要になります。



【市 HP】

行事における食品の提供について

(5) ハッピーアワーの実施について

今回のかわさき市民祭りでは、幅広い世代の方により多く来場いただけるよう開催時間を19時までとします。ナイトタイム開催を盛り上げるため、ハッピーアワーを実施いたしますので、必ずご協力ください。

ア 実施時間は、17時～19時まで

イ 各出店者は、ハッピーアワーの時間帯限定の商品またはサービスを提供する

(例：お得なセットや特別価格での提供、商品の増量サービス、おまけ商品をプラスする、ハッピーアワー限定のプレミアム商品の販売、ノベルティの配布 等)

ウ 事務局から配布予定のポップデータに実施内容を記載し、店頭に掲示

※ 申込書の「ハッピーアワー」の欄に実施内容を必ず記入してください

3 出店スペース・機材等の使用

(1) 出店スペース(1コマ)は、間口3.6m×奥行3.6mのテント又は同等のスペース

※会場である富士見公園の再編整備により、会場としての使い勝手が変更となるため、第43回開催時(2022年)同様のテントサイズとし、昨年開催時と同様の出店可能数を確保しております。ご了承ください。

(2) 申込み状況に応じて、出店数を調整させていただきます。

(3) 実行委員会発行の「出店許可証」を店舗の見やすい場所に掲示してください。(出店者説明会で配付します。)

(4) テントに横幕はありません。

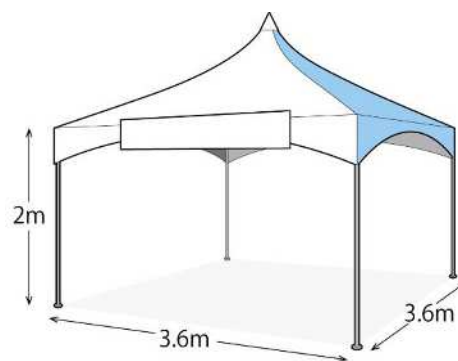
風、日差しよけのため、テントの側面及び背面はシートを各自で用意し、覆うようにしてください。

なお、飲食ブースについては、衛生上、横幕が必須です。必ず各自で用意し覆ってください。

(夜間は前面も覆ってください。)

(5) 出店スペースには、作業灯(電球1灯)が設置されています。(屋内施設の出店スペースを除く)

(6) 店舗名を表示する看板を作製し、掲示してください。(看板は木製以外でも構いません。)



看板のデータは提供しますので、次のアドレスあてにその旨連絡願います。

shimin-matsuri45@bz04.plala.or.jp

(7) テーブル、イス等の機材は貸し出します(有償。テント以外の機材は持込み可)

(8) 幟旗などによる装飾の際は、隣接のテントに配慮してください。(強風の場合は撤去いただきます。)

(9) 出店スペースからはみ出して販売等を行うことは厳禁とします。

(10) 店舗から発生したゴミは出店者が持ち帰りください。

(11) 出店スペースは、かわさき市民祭り実行委員会が物販・飲食等の出店可能位置を協議し決定します。

4 出店者負担金

(1) 基本料(コマ代。2日間) 一般・食品：75,000円、 飲食：105,000円

(2) 備品・機材の利用料金については、裏面の資料「出店者負担金の算出について」を参照ください。

(3) 飲食で出店される場合は、水道の使用が義務づけられておりますので、必ずお申し込みください。

(4) 電気器具を使用する場合は、使用器具名、消費電力(ワット数)及び台数を正確に記載してください。
なお、電力事情等を考慮し、極力節電に努めてください。

(5) 出店者負担金の請求書は、出店者確定通知(10月上旬予定)とともにお送りしますので、10月中旬までに実行委員会が指定する口座へ入金いただきます。

(6) 出店を取り消す場合、9月20日(金)から9月27日(金)までは請求額の20%、10月4日(金)までは請求額の50%、10月5日(土)以降は請求額の100%のキャンセル料が発生します。備品類(テーブル、イス、手洗い設備等)、電気等の一部取り消しの場合も同様にキャンセル料をご負担いただきます。

5 興行中止保険

＜保険引受会社：株式会社損害保険ジャパン＞

- (1) 荒天により、市民祭りが中止になった場合、出店者負担金の最高90%までを返金します。
(1日中止の場合は45%になります。)
- (2) 興行中止保険には、原則としてすべての出店者に参加いただきます。
- (3) 保険料は、基本料（コマ代）及び備品・機材等料金の合計額の4.47%です。
- (4) 中止になった場合、仕込みや運搬等の準備に要した経費や売上げに対する補償等は、一切ありません。
- (5) 地震、インフルエンザ等の感染症、テロ等の天候以外の理由による中止は、興行中止保険の対象外です。
これらの理由による中止の場合は、実行委員会の資産の多寡に関係なく、一切の返金はありません。

6 申込方法

- (1) 申込期間 8月13日（火）～9月6日（金）
- (2) 提出書類 一般の場合 → アを1部 オを2部
食品の場合 → ア、エを1部 イ、ウ、オを各2部
飲食の場合 → ア、エを1部 イ、ウ、オを各2部、（該当の場合）カを2部
書類は、提出前に必ず各自でコピーし、控えとして保管してください。衛生課及び実行委員会ではコピーはいたしません。また、上記以外の書類についてもケースに応じて提出を求める場合がございます。

ア 出店申込書
イ 出店概要書（食品、飲食のみ） ※イについて、複数のテントを申し込まれる場合は、テントごとに分けて記載ください。
ウ 営業所平面図（ // ）
エ 出店申込チェックシート
オ 誓約書
カ 屋台型臨時型営業の営業許可書の写し（営業許可施設の場合）
- (3) 提出方法 事務局へ郵送してください。
※締切に間に合わない場合には、8月30日までに事務局まで必ずご連絡ください。
〒210-0001 川崎市川崎区本町1-8-20 スヤマビル2階
第45回かわさき市民祭り実行委員会事務局
電話 044-200-2308
- (4) 決定通知 10月上旬予定

7 その他注意事項

- (1) 「ふるさと交流」を目的としていますので、各市町村の観光PR等も併せて行ってください。なお、ふるさと納税のPRにつきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。
- (2) 物品の搬入・搬出等、駐車場等については、出店者が確定後、別途お知らせします。
- (3) 市民祭りの連帯とイメージの統一を図るため、実行委員会が作成する「市民祭りエプロン」の着用を推奨しています。ご希望の方は、申込書に希望枚数を明記してください。（3,000円/1枚）
- (4) 販売価格は、必ず市価よりも安い価格で、良質なものを提供してください。
- (5) 次の場合は、出店後であっても許可を取り消します。
ア) 低俗・粗悪品、射幸心をあおる等、市民祭りの趣旨にふさわしくないもの
イ) 販売品目・出店方法等が申込書と異なるもの。
ウ) 出店資格を他者に転貸又は譲渡したもの。
エ) 公共施設、樹木、工作物等を汚損又は破損する恐れのあるもの。
オ) 周辺出店者及び参加者に迷惑を与える恐れのあるもの。
カ) 政治・宗教に関する活動と認められたもの。
キ) その他、出店許可条件、注意事項に違反したとき及び実行委員会の指示に従わなかったとき。

＜資料＞ 出店者負担金の算出について

出店申込後に備品類の追加や取り消し（特に電気器具に多い）を希望する方がいますが、出店内容や販売見込みに見合った数量で申込みをしてください。（下表を使用して試算をしてください。）一部取り消しの場合でもキャンセル料を負担いただきます。募集要項4(6)
特に、電気料金については申込み時に十分ご確認ください。

項 目		単 位	単価（2日分）	数 量	料 金
基本料 （コマ代）	一般・キャンペーン・食品等	1 コマ	75,000 円		
	飲食	1 コマ	105,000 円		
水道（※1,2）		共同	10,000 円		
横幕（※3）		1 コマー式	18,000 円		
テーブル （180cm×75cm。テーブルクロス付き）		1 台	3,000 円		
イス（折り畳みパイプ椅子）		1 脚	1,000 円		
電気（※1）		（下表のとおり）			
エプロン		1 枚	3,000 円		
洗浄・手洗い設備（給水タンク等）		1 セット	20,000 円		
小 計		—	—		
保険料（小計額×4.47％）		—			
合 計		—		—	

※1 水道・電気は仮設工事に係る経費を含んでいます。

※2 水道は共同使用のみとなります。

※3 横幕の料金には、三方側面囲い及びその取付費用と、夜間保安用幕1面分の費用が含まれます。
夜間保安用幕については、各出店者自身で取り付けてください。

（電気使用内訳）

基本工事料 （コンセント1口付き）（※5）	—	7,800円		
コンセント増設（※6）	追加 1口	650円		
電気使用料（※7）	1Wに つき	16円		
電気使用合計	—	—		

※4 コンセント1口につき1器具しか使用できません。（タコ足配線は絶対にしないでください。）

申込書（裏面）には、使用する電気器具と消費電力を1器具ごとに記載してください。

※5 開催当日の事務局スタッフによる現地確認の結果、申込みとは異なる使用があった場合には、後日不足分を50%割り増し請求させていただきます。

（算出例）消費電力200Wと300Wの電気器具を1台ずつ使用する場合

基本工事料	7,800 円
コンセント増設	650 円（追加1口分）
電気器具(1)	3,200 円（200W×16 円）
〃 (2)	4,800 円（300W×16 円）
合 計	16,450 円

出店者負担金の算出例

(例1) A自治体(物販のみ)の場合

NO	項 目	単 価	数 量	金 額
1	基本料(コマ代)	75,000 円	1	75,000 円
2	テーブル	3,000 円	—	0 円
3	イス	1,000 円	—	0 円
4	水道	10,000 円	—	0 円
5	電気工事料	7,800 円	—	0 円
6	電力料金	16 円	—	0 円
7	エプロン	3,000 円	1	3,000 円
8	洗浄・手洗い設備	20,000 円	—	0 円
9	小 計	—	—	78,000 円
10	保険料	小計の 4.47%	—	3,487 円
11	合 計	—	—	81,487 円

※ テーブル・イス等の機材は、出店者の持ち込みとした場合。

※ 電気器具は、備え付けの電球以外は使用しない。

(例2) B自治体(飲食)の場合

NO	項 目	単 価	数 量	金 額
1	基本料(コマ代)	105,000 円	1	105,000 円
2	水道(共同)	10,000 円	1	10,000 円
3	横幕	18,000 円	1	18,000 円
4	テーブル	3,000 円	2	6,000 円
5	イス	1,000 円	3	3,000 円
6	電気工事料	7,800 円	1	7,800 円
7	電力料金(300W)	16 円	300W	4,800 円
8	エプロン	3,000 円	2	6,000 円
9	洗浄・手洗い設備	20,000 円	1	20,000 円
10	小 計	—	—	180,600 円
11	保険料	小計の 4.47%	—	8,072 円
12	合 計	—	—	188,672 円